12	密閉式のもの又は屋外式の液化石油ガス用バーナー付ふろがま（以下「密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま」という。）
13	開放式のもの若しくは密閉式のもの又は屋外式の液化石油ガス用ストーブ（以下「開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ」という。）
14	液化石油ガス用ガス漏れ警報器（以下単に「ガス漏れ警報器」という。）
15	液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（以下単に「低圧ホース」という。）
16	液化石油ガス用対震自動ガス遮断器（以下単に「対震遮断器」という。）

別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条、第13条関係）

1　一般要求事項

⑴　安全原則

イ　液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。

ロ　液化石油ガス器具等は、当該液化石油ガス器具等の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。

⑵　安全機能を有する設計等

イ　液化石油ガス器具等は、1⑴の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。

ロ　液化石油ガス器具等は、1⑵イの規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該液化石油ガス器具等の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該液化石油ガス器具等又はこれに附属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。

ハ　別表第一第十四号又は第十六号の液化石油ガス器具等にあつては、ガス漏れ又は地震による被害を防止するための機能を有するよう設計されるものとする。

⑶　供用期間中における安全機能の維持

液化石油ガス器具等は、当該液化石油ガス器具等に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。

⑷　使用者及び使用場所を考慮した安全設計

液化石油ガス器具等は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計されているものとする。

⑸　耐熱性等を有する部品及び材料の使用

液化石油ガス器具等には、当該液化石油ガス器具等に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、耐食性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。

2　危険源に対する保護

⑴　火災の危険源からの保護

液化石油ガス器具等には、発火又は発熱によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。

⑵　火傷の防止

液化石油ガス器具等には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。

⑶　液化石油ガス器具等自体又は外部から加わる作用によつて生じる機械的な動作を原因とする危害の防止

イ　液化石油ガス器具等には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。

ロ　液化石油ガス器具等には、通常起こり得る外部からの作用により生じる危険源によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。

⑷　無監視状態での運転を考慮した安全設計

液化石油ガス器具等は、当該液化石油ガス器具等に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計されているものとする。

⑸　始動、再始動及び停止による危害の防止

イ　液化石油ガス器具等は、不意な始動によつて人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。

ロ　液化石油ガス器具等は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。

ハ　液化石油ガス器具等は、不意な動作の停止によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。

⑹　異常燃焼又は有害な燃焼ガスの発生による危害の防止

液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、異常燃焼又は有害な燃焼ガスの発生により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計その他の措置が講じられるものとする。

⑺　感電に対する保護

液化石油ガス器具等は、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。

(イ)　危険な充電部への人の接触を防ぐこと。

(ロ)　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。

⑻　絶縁性能の保持

液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。

⑼　ガス漏れによる被害の防止

別表第一第十四号の液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、ガス漏れを検知し、遅滞なく警報を発するように設計されているものとする。

⑽　地震による被害の防止

別表第一第十六号の液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、震度五相当以上の地震を検知したときに、遅滞なくガスの通路を遮断するように設計されているものとする。

3　表示

⑴　一般

液化石油ガス器具等は、安全上必要な情報及び使用上の注意を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。